令和７年度

亀山市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

亀山市監査委員

目　　次

経営健全化判断比率審査意見書

ページ
第１　審査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　　１　審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　　２　審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２　審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

資金不足比率審査意見書

第１　審査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　１　審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　２　審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第２　審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　１　水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　２　工業用水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　３　下水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　４　病院事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

【審査資料１】健全化判断比率等の対象となる会計　・・・・・　4
【審査資料２】資金不足比率算定資料　・・・・・・・・・・・・　5

（注１）文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入しています。

令和７年度 健全化判断比率審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間

令和８年７月１日～令和８年８月７日

２　審査の方法

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条　第１項の規定に基づき、市長から提出された令和７年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書及び各関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第２　審査の結果

【総括意見】

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。また、令和７年度健全化判断比率は、いずれも国の示す基準内となっている。

（単位：％）

指　標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準
①実質赤字比率 (一般会計の赤字割合)	ー (▲7.88)	ー (▲5.23)	ー (▲4.61)	ー (▲3.44)	ー (▲4.56)	12.83
②連結実質赤字比率 (全会計の赤字割合)	ー (▲25.08)	ー (▲26.68)	ー (▲27.02)	ー (▲25.56)	ー (▲26.45)	17.83
③実質公債費比率 (１年間の借入金返済額等の割合)	2.5 (2.67147)	2.7 (3.59936)	3.0 (2.94184)	3.1 (2.86882)	2.8 (2.85732)	25.0
④将来負担比率 (将来の借入金返済額等の割合)	ー (▲38.1)	ー (▲57.7)	ー (▲57.5)	ー (▲32.3)	ー (▲35.0)	350.0

(注) ① 実質赤字比率とは、一般会計の決算を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率を指す。

② 連結実質赤字比率とは、全会計(一般会計、特別会計、公営企業会計)を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を指す。

③ 実質公債費比率とは、一般会計等(特別会計、公営企業会計、一部事務組合を含む)が負担する公債費（元利償還金及び準元利償還金(公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの)）の標準財政規模に対する比率(３箇年平均で示し、普通交付税で措置されるものは除く)を指す。ただし、下段の（ ）は単年度の数値を示す。

④ 将来負担比率とは、一般会計等(特別会計、公営企業会計、一部事務組合、土地開発公社を含む)が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率を指す。

【個別意見】

①実質赤字比率について

令和７年度一般会計に係る実質収支額が6億5,528万円の実質黒字となっており、実質赤字額がないため実質赤字比率は算定されない。

②連結実質赤字比率について

令和７年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の７会計は、次表のとおりすべて実質黒字又は資金剰余が発生しており、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率は算定されない。

（単位：千円）

会計名		令和７年度		令和６年度	
		実質黒字額	資金剰余額	実質黒字額	資金剰余額
一般会計		655,275	―	478,561	―
国民健康保険事業特別会計		86,769	―	51,942	―
後期高齢者医療事業特別会計		817	―	6,851	―
公営企業会計	水道事業会計	―	1,003,328	―	867,673
	工業用水道事業会計	―	366,028	―	335,898
	下水道事業会計	―	863,600	―	862,956
	病院事業会計	―	820,976	―	945,077
小　計		742,861	3,053,932	537,354	3,011,604
合　計		3,796,793		3,548,958	

(注) 実質黒字額とは、実質収支(歳入総額―歳出総額―翌年度へ繰り越すべき財源)が黒字である場合を指す。

資金剰余額とは、地方公営企業法適用企業における貸借対照表中の流動資産から（流動負債－企業債等－引当金）を差し引いた額が黒字である場合を指す。

③実質公債費比率について

令和７年度一般会計等（特別会計、公営企業会計、一部事務組合を含む）の実質公債費比率は2.8％であり、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和７年度の一般会計等（特別会計、公営企業会計、一部事務組合、土地開発公社を含む）の将来負担比率は将来負担額に対して充当可能財源等が上回っていることから算定されない。

令和７年度 資金不足比率審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間

令和８年７月１日～令和８年８月７日

２　審査の方法

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、市長から提出された令和７年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、各会計決算書及び関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第２　審査の結果

【総括意見】

審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各会計において資金不足は発生していないが、引き続き健全な経営に取り組まれたい。

資金不足比率　（単位：％）

会　計	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
水道事業会計	―	―	20.0
工業用水道事業会計	―	―	20.0
下水道事業会計	―	―	20.0
病院事業会計	―	―	20.0

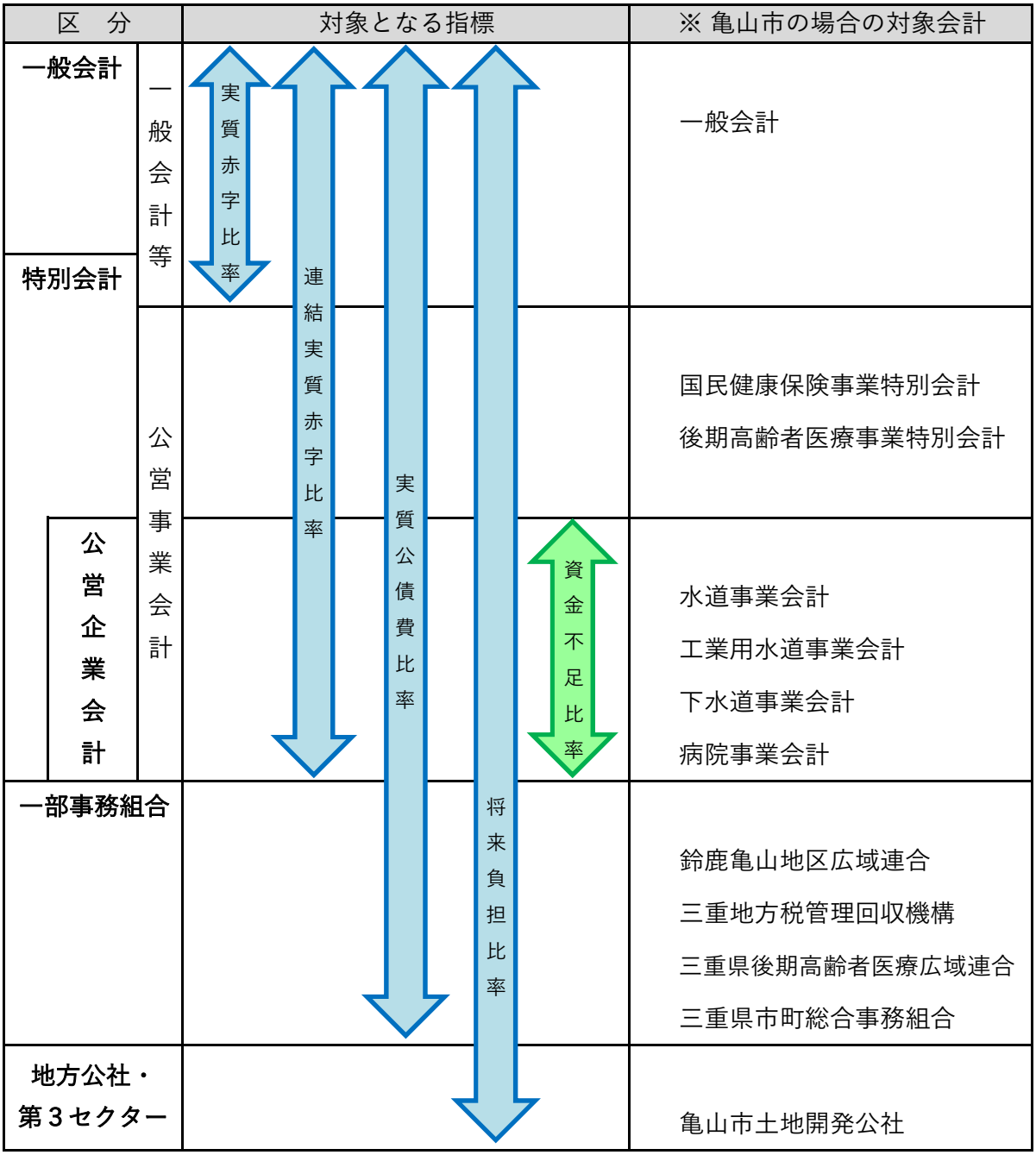
（注）資金不足比率＝資金の不足額／公営企業の事業の規模

【個別意見】

各会計において資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算定されない。ただし、下水道事業会計及び病院事業会計については、一般会計繰入金で資金不足分を補っている。

【審査資料１】

健全化判断比率等の対象となる会計



【審査資料２】

資金不足比率算定資料

上段　令和７年度
中段　令和６年度
下段　比較(R7-R6)

（単位：円、％）

		水道事業会計	工業用水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
A	流動負債－流動負債のうち建設改良費等に充てるための企業債	204,304,606	3,123,335	379,948,554	183,107,037
		298,047,028	6,324,371	396,745,728	253,717,543
		△ 93,742,422	△ 3,201,036	△ 16,797,174	△ 70,610,506
B	建設改良以外の財源充当地方債の現在高	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
C	流動資産－翌年度に繰り越される支出の財源充当額	1,207,632,950	369,151,678	1,243,548,084	1,004,082,843
		1,165,720,450	342,222,346	1,259,700,822	1,198,793,012
		41,912,500	26,929,332	△ 16,152,738	△ 194,710,169
D	営業収益	1,169,241,584	70,338,805	571,863,352	1,451,765,967
		1,162,402,392	70,339,884	564,473,815	1,504,379,736
		6,839,192	△ 1,079	7,389,537	△ 52,613,769
E	受託工事収益	0	0	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0
F	資金不足額（A＋B）－C	△ 1,003,328,344	△ 366,028,343	△ 863,599,530	△ 820,975,806
		△ 867,673,422	△ 335,897,975	△ 862,955,094	△ 945,075,469
		△ 135,654,922	△ 30,130,368	△ 644,436	124,099,663
G	資金剰余額 C－（A＋B）	1,003,328,344	366,028,343	863,599,530	820,975,806
		867,673,422	335,897,975	862,955,094	945,075,469
		135,654,922	30,130,368	644,436	△ 124,099,663
	資金不足比率 F／D－E	—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
	資金剰余比率 G／（D－E）	85.81	520.38	151.02	56.55
		74.64	477.54	152.88	62.82
		11.17	42.84	△ 1.86	△ 6.27